



平成 25 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ミロク情報サービス  
代表者名 代表取締役社長 是枝周樹  
(コード番号 9928 東証第 1 部)  
問合せ先 経営管理本部長 滝本訓夫  
(TEL. 03-5361-6369)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 27 日開催予定の第 36 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社の事業目的を整理し明確化するとともに、今後の事業展開の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に所要の変更を行うものであります。また、会社法の記載に表現を合わせるため、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 25 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生予定日	平成 25 年 6 月 27 日

以上

(別紙)

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>①～② (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>③～④ (条文省略) (新設)</p> <p>⑤～⑥ (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑦～⑱ (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>2. 前項の代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出する。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>③ <u>クラウド・コンピューティングサービス事業</u></p> <p>④ <u>データセンター運用事業</u></p> <p>⑤～⑥ (現行どおり)</p> <p>⑦ <u>企業その他組織団体の合併、買収、事業譲渡、提携等に関する仲介、助言およびコンサルティング</u></p> <p>⑧～⑨ (現行どおり)</p> <p>⑩ <u>広告宣伝の情報媒体の販売、広告宣伝に関する企画制作および広告代理店業</u></p> <p>⑪ <u>通信販売業</u></p> <p>⑫～⑳ (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項の<u>場合には</u>、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出する。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前<u>までに</u>各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前<u>までに</u>発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

以上